

## 市民の代表となった26人の議員を紹介します 北上市議会の新体制

改選後初めての市議会臨時会議は4月13日、本庁舎議場で開かれました。

議案審議の前に正副議長を選挙が行われ、議長に八重樫七郎議員、副議長に梅木忍議員が選出されました。続いて総務、教育民生、産業建設の3常任委員と議会運営委員を選任しました。

■問い合わせ先：議会事務局議事課 ☎ 72-8232

◇傍聴のご案内  
本会議は一般公開されています。本庁舎1階東側の入り口から入り、傍聴ロビーに備えてある受付票に住所・氏名・年齢を記入して傍聴席にお入りください。  
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴の自粛をお願いする場合があります。

### ■議員の一覧

議席番号	氏名(住所・年齢)	会派・常任委員会 議員年数
1	居駒 勉(和賀町岩崎新田・55歳)	新清会・教育民生常任委員会 1期1年目
2	高橋 久美子(和賀町豎川目・56歳)	日本共産党北上市議団・教育民生常任委員会 1期1年目
3	高橋 洋(和賀町藤根・58歳)	北新ネット・総務常任委員会 1期1年目
4	藤田 民生(上江釣子・63歳)	北政会・産業建設常任委員会 1期1年目
5	太田 洋市(和賀町長沼・63歳)	北政会・総務常任委員会 1期1年目
6	藤原 常雄(和賀町豎川目・70歳)	新清会・産業建設常任委員会 1期1年目
7	司東 道雄(稲瀬町・54歳)	新清会・総務常任委員会 2期4年目 ※議会運営委員会
8	菊池 勝(下江釣子・44歳)	新清会・総務常任委員会(委員長) 2期5年目 ※議会運営委員会
9	昆野 将之(口内町・46歳)	新清会・教育民生常任委員会 2期5年目
10	高橋 晃大(鬼柳町・47歳)	北政会・産業建設常任委員会 2期5年目 ※議会運営委員会
11	平野 明紀(上野町・52歳)	北上まほろばクラブ・教育民生常任委員会(委員長) 2期5年目 ※議会運営委員会
12	熊谷 浩紀(芳町・57歳)	無会派・産業建設常任委員会 2期5年目 ※議会運営委員会
13	小田島 徳幸(二子町・64歳)	北新ネット・総務常任委員会(副委員長) 2期5年目
14	小原 享子(和賀町横川目・63歳)	無会派・教育民生常任委員会(副委員長) 3期9年目
15	佐藤 恵子(新穀町・69歳)	北政会・教育民生常任委員会 3期9年目
16	藤本 金樹(更木・66歳)	新清会・産業建設常任委員会 4期10年目
17	三宅 靖(相去町・60歳)	北上まほろばクラブ・産業建設常任委員会(副委員長) 4期13年目
18	阿部 眞希男(花園町・71歳)	北新ネット・教育民生常任委員会 4期13年目
19	武田 勝(和賀町煤孫・72歳)	北新ネット・教育民生常任委員会 4期13年目 ※議会運営委員会
20	梅木 忍(村崎野・60歳)	北上まほろばクラブ・総務常任委員会・副議長 5期14年目
21	安徳 壽美子(黒沢尻・67歳)	日本共産党北上市議団・産業建設常任委員会 5期14年目 ※議会運営委員会(副委員長)
22	星 敦子(藤沢・61歳)	無会派・総務常任委員会 5期17年目
23	小原 敏道(和賀町横川目・66歳)	北新ネット・産業建設常任委員会(委員長) 5期17年目
24	高橋 孝二(里分・73歳)	北政会・総務常任委員会 8期28年目 ※議会運営委員会(委員長)
25	鈴木 健二郎(上野町・70歳)	日本共産党北上市議団・総務常任委員会 8期29年目
26	八重樫 七郎(立花・73歳)	無会派・議長 5期17年目

### 委員会の役割

#### ◇常任委員会

市政は広範多岐にわたるため、本会議で付託された議案・請願などを少数で専門的に審査する常設の委員会です。北上市議会には3つの常任委員会が設置されており、議員は必ず1つの常任委員となるのが義務付けられています。

常任委員会の名称と委員数	審査する内容
総務常任委員会 (9人)	議会、企画部、財務部、まちづくり部、消防防災部、選挙管理委員会、会計課などの所管する事項
教育民生常任委員会 (8人)	生活環境部、保健福祉部、教育委員会の所管する事項
産業建設常任委員会 (8人)	農林部、商工部、都市整備部、農業委員会の所管する事項

#### ◇議会運営委員会

円滑な議会の運営を行うために、議会運営の全般について協議し、意見調整を図る常設の委員会です。委員は、各会派の所属議員数に応じて選出されます。

# 珈琲 ブレイク



北上市長

高橋 敏彦

No.97

## コロナストレスとの戦い

新型コロナウイルスの猛威が世界を席卷している。国内での感染拡大を受けて、政府は全ての都道府県を対象に緊急事態宣言を発令した。5月6日までの間、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動の自粛が求められている。

外出しにくい状況はすでに1カ月以上にわたっており、報道では、ストレスによる家庭内暴力や虐待の事案が散見されたり、運動不足による免疫力の低下も重症化につながると懸念されている。「この状況はいつまで続くのか…」と多くの市民が不安を抱いているが、少なくとも報道では、ワクチン開発は早くても年末といわれ、半年以上の長期戦が避けられないとの見方が広がっている。

しからは、私たちはこの状況をどう乗り切っていけばいいのだろうか。当市では、新型コロナウイルス感染症対策本部の設置当初からの方針として、適度な運動によって免疫力を高めるとともに、ストレスを溜めないライフスタイルに変える必要があると考え、公共施設の中でも特に体育施設は、感染拡大期に入るまでは屋内でも利用できるように配慮したところである。また、屋外でのウォーキングやランニングなどは特に有効と考えられることから、屋外施設はできるだけ利用可能な状態を保つこととした。さらに当市は、居住エリアに隣接してさまざまな自然環境が整っており、それらを活用した体づくりや気分転換に市民一人一人が工夫して取り組んでいただきたいと考えている。刻々と変化する状況に注意しながら、コロナストレスとの長い戦いの先には、必ず勝利があることを信じて日々をお過ごしいただきたい。

また、飲食店や旅館などのサービス業を中心に大きな打撃を受けている事業者や、収入が減ってしまった市民も多くおられる。このことについては、行政が責任を持って支援することは当然のことであり、国や県、金融機関と連携しながら、あらゆる手段を駆使して切れ目ない支援施策を展開したい。改めて、長期戦の様相を呈してきた新型コロナウイルスとの戦いであるが、私たちはあらゆる資源を投入し、これに打ち勝つ覚悟である。市民の皆さんも共に戦っていただくことを切に願っている。  
(4月16日執筆)

## 新築一戸建て住宅の取得費用を補助します 人口減少地域地域拠点内住宅取得支援事業補助金



人口減少地域(立花・更木・黒岩・市内・稲瀬・和賀・岩崎の7地区)の地域拠点内または準拠点内に、自らが居住するために新築一戸建て住宅を取得する人に対して、最大で200万円を補助します。

■対象: 次の要件を満たすこと①5月1日以降に建築確認申請を受理された住宅であること②申請者の世帯全員が市税などを滞納していないことなど

■補助金額: 対象となった場合は100万円を補助、建築敷地と同じ地区内

の空き家を解体する場合は70万円を加算、申請者が子育て世帯である場合は30万円を加算

■申し込み:  
5月1日(金)から都市計画課

■問い合わせ:  
都市計画課 72-8277



## 空き家の改修や解体の費用を補助します 空き家改修事業補助金・空家等解体撤去事業補助金

◇空き家改修事業補助金  
市空き家バンク登録物件(人口減少地域の地域拠点内に限る)を購入後、増改築(建て替えを除く)などを行う場合に、費用の一部を補助します(対象費用の2分の1、上限100万円)。

■対象: 次の要件を満たすこと①申請者が平成31年4月1日以降に北上市に転入した、または今後転入予定であること②交付決定後に市内業者が内外装・設備などの改修工事を行うこと③改修した家に5年以上居住することなど

◇空家等解体撤去事業補助金  
市の空き家台帳に掲載された物件を解体撤去する場合に、費用の一部を補助します(対象費用の3分の2、上限70万円)。

■対象: 次の要件を満たすこと①申請者が空き家所有者またはその相続人であり、満70歳以上で住民税非課税であること②交付決定後に解体有資格者が全部解体撤去工事を行うことなど

【共通事項】  
■申し込み: 5月1日(金)から都市計画課へ  
■問い合わせ: 都市計画課 72-8278

## ■身体障がい者相談員名簿

氏名	電話番号	担当地区
佐藤 博紀	090-7067-7111	黒沢尻北地区
高橋 守	77-2297	全地区
齊藤 和子	73-7102	和賀町豎川目・藤根地区
小原 敏弘	77-3741	全地区
高橋 俊肥考	64-5028	全地区
高橋 利美子	73-6365	全地区
屋敷 功	67-4642	全地区
菊地 町子	72-3773	全地区
柳澤 キ工	64-3803	黒沢尻東地区
小原 のり	72-3394	和賀町山口・横川目地区

市は、身体障がいまたは知的障がいのある人やその家族が身近な地域で相談できるよう、相談員を委託しています。（任期は令和4年3月31日まで）

相談員は障がい福祉サービスの相談や情報提供などのほか、必要に応じて関係機関と連携して対応します。相談内容などの秘密は守られますので気軽にご相談ください。

※福祉課には、ろうあ者相談員と障がい者相談員がおりますので、ご相談ください。

お問い合わせ：福祉課 ☎ 72-8214

## ■知的障がい者相談員名簿

氏名	電話番号	住所
小田島 久子	67-2419	鬼柳町
軽石 和江	66-6143 (いわて共生会あけぼの内)	立花
加藤 礼子	73-6016	和賀町藤根
菊池 トシ子	090-5596-0958	滑田

**地域の相談員に気軽ににご相談ください**  
**北上市身体障がい者・知的障がい者相談員**

## ■主な補助事業の一覧

実施主体	補助事業名	概要	補助率など
市	重点振興作物強化事業	重点振興作物(アスパラガス、ニ子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン)の新規栽培、面積拡大に要する資材経費、機械・設備、経営維持に要する機械・設備の導入に対する補助	事業費の4分の1以内(機械・設備は上限額20万円) ※面積要件あり
市	園芸産地拡大支援事業	野菜、花き、果樹の新規栽培、面積拡大に要する資材経費、機械・設備の導入に対する補助(事業費10万円以上が対象)	事業費の4分の1以内(上限額20万円) ※面積要件あり
県	いわて地域農業マスタープラン実践支援事業	3戸以上の農家で構成する法人・任意組織などによる園芸用や畜産用の機械・施設の導入に対する補助	事業費の2分の1
国	強い農業・担い手づくり総合支援交付金	トラクターやコンバインなど、土地利用型作物で使う比較的大型の機械・施設に対する補助	事業費の10分の3以内(事業規模によって上限額300万~1,500万円)
国	産地パワーアップ事業	産地パワーアップ計画に定められた産地の競争力強化やコスト削減に必要な大型の機械・施設に対する補助	事業費の2分の1以内
国	畜産クラスター事業	畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体が行う機械・施設の導入に対する補助	事業費の2分の1以内

園芸作物や農業用機械・施設などの補助金に関する相談を受け付けています。今後、新規栽培や規模拡大などを計画している人は気軽ににご相談ください。主な補助事業と概要は表のとおりです。

38

■申し込み：市が実施する事業の申請は5月18日(月)までに農業振興課へ  
※国・県が実施する事業は原則、申請の次年度以降の補助金交付となります。

■お問い合わせ：農業振興課 ☎ 72-8214

**新規栽培や規模拡大を支援します**  
**園芸作物や農業用機械などに関する補助金**



# 市の動き

## 南部学校給食センターが学校給食提供を開始

4月7日

オフィシャルカディア北上に完成した南部学校給食センターは、学校給食の提供を開始しました。同センターは、中央学校給食センターの老朽化に伴い、民間資金活用による社会資本整備(PFI)方式で整備が進められ、今年2月に完成。市内小中学校11校や特別支援学校を対象に、1日あたり約3,600食を提供します。また、国が指定する特定原材料7品目を除いたアレルギー対応食を県内で初めて提供しています。



## (株)阿部製作所がマスク3,000枚を寄付

4月10日

北工業団地の(株)阿部製作所は、新型コロナウイルス感染症対策への支援として、市へマスク3,000枚を寄付しました。寄付されたマスクは、北上市新型コロナウイルス感染症対策本部を通じて、市内の医療機関などに配布する予定です。阿部紀子専務取締役は「一番大変な医療従事者などの負担を軽減できれば。市民の暮らしを守る人に使ってほしい」と話しました。



## 今年も兼業農家を応援！

### 兼業農家チャレンジ支援事業

兼業農家の新たな魅力創出と収益向上を目的として、小さな農地でも取り組める事業などのアイデアを募集します。

#### ◇提案型

■内容：アイデアのみの提案

■応募資格：制限なし(中学生以下は不可)

■懸賞金：入賞アイデアに選定された場合は5万円を交付

■審査方法：書面審査

#### ◇実践型

■内容：自らのアイデアまたは過去の提案型で出されたアイデアを実践

■応募資格：兼業農家(農地の耕作権を有し、農業を専業としない農家)

■補助金：アイデアの実践に要する経費に対し、補助金を最大50万円交付

■審査方法：書面審査、ヒアリング審査など

■公募期間：5月22日(金)まで

#### 【共通事項】

■応募方法：応募用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送(〒024-8501住所記載不要)、ファクス(64-2171)、電子メール(nousi@city.takami.iwate.jp)へ農業振興課へ

※応募用紙、過去のアイデアについては、市のホームページをご覧ください。

■問い合わせ：農業振興課 ☎72-8238

## 4月分から月額が変更になりました

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の金額変更

ひとり親家庭などに支給している児童扶養手当、障がいのある児童を養育している人に支給している特別児童扶養手当の月額が4月分から変更になり

ました(支給額は本人および同居の親族の所得により決定)。

■問い合わせ：子育て支援課 ☎72-8261

#### ■児童扶養手当(月額)

	全部支給	一部支給
第1子	43,160円	10,180円～ 43,150円
第2子 加算	10,190円	5,100円～ 10,180円
第3子 以降加算	6,110円	3,060円～ 6,100円

#### ■特別児童扶養手当(月額)

1級	2級
52,500円	34,970円